

技術情報

ログハウスの建築オープン化される

- 丸太組構法を建設省が告示 -

丸太等の木材を水平に積み上げて壁面を構成する丸太組構法は、建築基準法施行令の木造の規定に合致しない特殊な構法として建築基準法第38条に基づく認定を取得し、建築する必要がありました。しかし、この構法による建築件数が近年増加し、一定範囲のものについて基準化できる程度の技術的蓄積が得られてきたこと、市場開放のためのアクションプログラムの中での基準・認証制度の簡素化等を図ることの一環として、「丸太組構法技術基準」が建設省告示第859号（61年3月29日付）で認められました。施行は61年6月1日となっています。

告示までの経過としては、60年7月に建設省がアクションプログラムの骨格を決定したことを受けて、9月に木造建築技術専門委員会（委員長：杉山英男東大教授）を設置し、その後3回の委員会の開催により技術基準を決定しています。そこにはアメリカ・カナダ両国関係者の参加も認め、基準・認証制度の透明性の確保が図られたとされています。このような背景から今回のこの基準はこれまでにない異例の速さで検討および決定がなされたと言えるでしょう。

告示の概要は次のようになっています。

適用の範囲（建てることのできるログハウス）

構造耐力上の安全性が充分確保できる下記の範囲に限定される。

地上2階建以下（ただし、2階部分は小屋）とする。

建築物の延べ面積は150m²以下、高さ7m以下とする。

耐力壁の構成方法（建物の構造）

地震、風等の水平力に対しては、耐力壁内の“だぼ”により抵抗するものとし、一体の耐力壁を構成するために必要な諸規定が設けられた。

耐力壁を構成する丸太材等の断面積は120cm²以上700cm²以下とし、耐力壁の高さは3.2m以下、幅は1m以上とする。

耐力壁線相互の距離は6m以下、耐力壁線に囲まれた部分の面積は30m²以下とする。

“だぼ”は鋼材（9mm以上）又は木材（小径25mm以上）とする。

地震力、風圧力に対し必要とされる、床面積に応じた一定本数以上の“だぼ（ボルト等を含む）”を設ける。

丸太材等には継手を設けず（ただし、構造耐力上有効に補強を行った場合は可）、耐力壁の端部および開口部周囲は通しボルト等により補強する。

その他の規定（使用する材料など）

使用される木材は建築基準法に定めるものと同等以上の品質を有し、耐力上の欠点のないものとする。

耐力壁の交差部分は、丸太材等をかみ合わせ、耐力壁の最上部から土台等までを貫くボルト（13mm以上）を通す。

原則として基礎は鉄筋コンクリート造布基礎とし、土台等をアンカーボルトで緊結する。小屋組が風圧力により飛ばされないよう、耐力壁と緊結する。

木材に対する所要の防腐・防蟻措置、金物に対する所要の防錆措置を行う。

建設省では現在、61年6月1日施行に向けた技術基準の詳細な解説書の作成をすすめているそうです。これにより、この技術基準に適合する建物であれば誰でも建てられる、いわゆるオープン化されたわけですが、告示の適用範囲外の建築物については、これまで通り建設大臣の認定が必要で、これについても構造実験の省略等を行うことにより、認定事務の簡素化・迅速化が図られることになっています。

今回の告示により丸太小屋ブームにますます拍車がかかれそうですが、そのことが木材の需要拡大、とりわけ国産材の需要拡大につながって欲しいものです。（林産試験場 丸山 武）